

障害者総合支援法に基づく 補装具費支給制度について

肢体不自由 (義肢・装具・車載用姿勢保持装置等)

目 次

1	補装具費支給制度の概要	1
2	補装具費支給制度における具体的事項	5
3	義手の判定（東京都の場合）	9
4	義足の判定（東京都の場合）	11
5	上肢装具の判定（東京都の場合）	13
6	下肢装具・靴型装具・体幹装具の判定（東京都の場合）	15
7	車載用姿勢保持装置・歩行器・歩行補助つえの判定 （東京都の場合）	18
8	参考資料	20

令和8年2月



東京都心身障害者福祉センター

※国の基準改正に伴い、記載事項を変更する場合があります。
※無断転載は禁じます。

1 補装具費支給制度の概要

(1) 補装具の概念

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく補装具とは、以下のように定義されています。

「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の主務省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車椅子その他の主務大臣が定めるものをいう。

（障害者総合支援法 第五条25より）

主務大臣が定めるものとは、具体的には「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「基準表」という。）において、補装具の種目、名称、型式、定義、上限価格等が定められています。

障害者総合支援法 第五条第二十五項に規定する主務省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、その身体への適合を図るよう
に製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは
就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
であること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが
必要とされるものであること。

（障害者総合支援法施行規則 第一章総則 第六条の二〇より）

(2) 補装具費支給の対象となる種目（肢体不自由）

障害者総合支援法に基づき、基準表に定められています。

障害者総合支援法による肢体不自由の補装具の種目は、義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置があります。

※身体障害児（18歳未満）では、上記に加えて、起立保持具、排便補助具があります。

(3) 補装具費支給の対象について

障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けるには、身体障害者福祉法に定められた障害程度に該当すると認定される必要があります。障害が認定されると、都道府県知事より身体障害者手帳が交付されます。

障害者総合支援法により、政令で定める難病と認められる場合は、現状で身体障害者手帳所持者と同程度の身体障害の程度に該当すれば、補装具費支給の対象となります。

補装具費支給の対象にならない場合

ア 他法が適用される場合

障害者総合支援法以外にも肢体不自由を対象とする補装具に関する制度として、戦傷病者特別援護法、労働者災害補償保険法、医療保険などによる給付制度、介護保険法による福祉用具貸与制度があります。いずれかの制度の対象となる場合には、その制度が障害者総合支援法に優先し適用されます。

イ 一定の所得以上の場合

申請者又はその配偶者のうち区市町村税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には、補装具費の支給対象にはなりません。

(4) 各関係機関の役割について

補装具費支給事務の取扱いについては、原則として厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づいて行っています。

ア 都道府県、及び更生相談所

各都道府県は、補装具費支給制度の運用に当たり、更生相談所が補装具費支給制度の技術的中枢機関として業務を遂行できるよう、必要な体制の設備に努めるとともに、身体障害者福祉法第10条に定める業務を行います。

身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、身体障害者福祉法に基づいて、各都道府県に設置されています。東京都における更生相談所は、東京都心身障害者福祉センター、及び同多摩支所（以下「センター」となります。補装具の処方及び適合判定の他に、区市町村に対する専門的な知識及び技術に基づく支援等を行います。

イ 市町村（区市町村）

補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具事業者を選定するに当たって必要となる情報の提供を行います。

(5) 補装具費支給のための判定（補装具判定）

補装具費支給の申請は、身体障害者又は身体障害児の保護者が区市町村長に申請します。区市町村は、身体障害者等の相談に応じ、更生相談所の判定又は指定医の意見書等に基づいて補装具費を支給します。

補装具は、障害者が身体に装着又は装用して障害を補う用具であるため、身体障害に熟知した医師が処方を行い、これに基づいて作製する必要があります。さらに、作製した補装具が使用者の障害状況に適合しているかどうかを確認する必要があります。これらを行うためには、更生相談所の判定又は指定医の意見書による要否の判断、及び適合判定が必要となります。

18歳以上の身体障害者の場合、東京都では、身体障害者福祉法第15条に基づいて都知事より指定を受けた医師、又は障害者総合支援法第59条第1項に基づく当該医療に従事する主たる医師（以下併せて「指定医（ここでは肢体不自由の指定医）」）が、「補装具費支給意見書」を作成することとしています。

ただし、難病患者等の場合は、難病法第6条1項に基づく指定医及び保健所の医師による意見書作成も可能です。

18歳以上の方（身体障害者）、及び18歳未満の方（身体障害児）の判定機関等は次の表1のようになります。身体障害児の補装具費支給には、指定医・保健所の医師が作成した補装具費支給意見書が原則として必要となります。

表1 身体障害者と身体障害児の補装具費支給

	身体障害者	身体障害児
実施機関	区市町村	
支給対象	18歳以上	18歳未満
判定機関等	身体障害者更生相談所	指定医・保健所の医師等

東京都の場合 補装具費支給までの流れ（更生相談所がかかわる種目の場合）

種目により判定方法が異なります。

各種目の具体的な判定方法については、申請者から区市町村にご確認ください。

- ① 申請者 : 区市町村に申請
- ② 区市町村 : 更生相談所に判定予約、及び判定依頼
- ③ 更生相談所 : 直接判定又は書類判定
- ④ 更生相談所 : 区市町村に判定書交付
- ⑤ 区市町村 : 補装具費支給決定通知

- ・判定時の処方内容を記入した用紙を本人に渡す場合があります。
- ・直接判定後に区市町村を通じて見積書の提出を依頼し、処方内容の検討を行う場合があります。
- ・特例補装具の場合は、判定前に区市町村に見積書の提出をお願いしています。

(6) 借受けについて

ア 借受けによる補装具費支給の対象

補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としているため、購入することが原則になります。障害者総合支援法施行規則において「借受けによることが適当である場合」として、次の場合に限るとされています。(介護保険法による福祉用具貸与制度とは異なります。)

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要と認められる場合

イ 借受けの対象となる種目等

- ① 義肢、装具、姿勢保持装置の完成用部品
- ② 重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③ 歩行器
- ④ 車載用姿勢保持装置

* 上記種目等であっても、特例補装具は借受けの対象となりません。

ウ 手続き方法等

- ① 申請者が借受けを希望している場合
本人の選定した補装具事業者が、貸付け（借受け）を含め対応可能であることを区市町村が確認します。
- ② 判定方法
新規の支給に係る判定と同様に、原則として直接判定となります。
- ③ 借受けによる支給決定がなされた場合、借受け期間終了6から8週間前まで、又は障害状況に変化が生じた場合は、再度判定し当該利用者の補装具費の支給が滞ることなく実施されるよう対応します。
- ④ 借受けの単位は暦月ですが、月の途中で借受けが開始、終了した場合は、日割り計算により補装具費が支給されます。
- ⑤ 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品について、判定の際に複数の完成用部品の比較検討が必要な場合は、センターから区市町村と補装具事業者に連絡いたします。

2 補装具費支給制度における具体的事項

(1) 購入等に要する費用の額及び消費税の取扱い等について

基準表の別表に定める価格（基本価格、製作要素価格、完成用部品価格、本体価格、加算要素価格等）は上限価格として定められているものです。

なお、消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品に係る補装具費の支給については、補装具事業者が材料仕入時に負担した消費税相当分を考慮し、別表の価格の100分の106に相当する額をもって、購入、借受け又は修理に要する費用の額の上限としています。

また、消費税が課税される物品に係る補装具費の支給については、価格の100分の110に相当する額をもって、購入等に要する費用の額の上限としています。

補装具費の算定については、購入又は修理の場合は「告示により算出した額」又は「現に補装具の購入又は修理に要した費用の額」のうち、どちらか低い額を基準額とします。また、端数処理は小数点以下切り捨てとされています。

(2) 補装具費の支給対象となる補装具の個数について

補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個とされています。身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等に必要と認められる場合は、2個とすることを検討する場合があります。区市町村にご相談ください。

(3) 耐用年数について

耐用年数は、通常の装着等状態において修理不能となるまでの予想年数であり、補装具費の支給を受けた身体障害者・児の身体状況や使用状況等によって実耐用年数が異なります。再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の事情に沿った対応が行われるよう十分配慮する必要があります。耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は、修理での対応となる場合もあります。

災害等本人の責任によらない事情により亡失・毀損した場合は、新たに必要と認める補装具費を支給することができることとされています。区市町村にご相談ください。

(4) 差額自己負担による支給について

補装具費支給の必要性を認める補装具は、身体機能に適合するように製作され、種目、名称、型式等が支給要件を満たすものとなっていますが、本人が希望するデザイン、素材等に加え、介助者のみが使用する機能の追加を希望する場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは差し支えないとされています。

差額自己負担で購入した場合は、修理においても同様に、修理基準を超える部分については、自己負担が生じることになります。

支給を決定するのは区市町村であるため、事前に区市町村への相談が必要です。

(5) 特例補装具費の支給について

身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであって、別表に定める名称、型式、製作要素および完成用部品によることができない補装具（以下「特例補装具」）の購入又は修理に要する費用を支給する必要がある場合の取扱いは次のとおりとされています。

ア 特例補装具費の支給の必要性及び当該補装具の購入又は修理に要する費用の額等については、更生相談所又は指定自立支援医療機関若しくは保健所（以下「更生相談所等」という。）の判定又は意見に基づき市町村が決定すること。

イ 身体障害児に係る特例補装具費の支給に当たっては、市町村は必要に応じ、補装具の構造、機能等に関する技術的助言を更生相談所に求めること。

ウ 製作要素等が告示上限価格を超えることのみをもって特例補装具として取扱うことは適切ではないこと。

エ 特例補装具を支給した場合、真に必要なものであったかの確認のために、支給後の使用状況についても確認の上、記録すること。

オ 別表に定める製作要素及び完成用部品によることができない構成要素が1つのみである場合は、特例補装具の定めに関わらず、「一部特例」として、基準内の補装具として支給決定して差し支えない。

東京都の場合 身体障害者の特例補装具は直接判定になります。

特例補装具希望の場合は、必ず区市町村に連絡をしてください。

事前に見積書の提出をお願いします。

(6) 修理の取扱いについて

購入の場合と同様に修理についても、基本的な修理部位と価格等が基準表により定められています。

修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものや特例補装具の修理が必要な場合は、他の類似種目等の修理部位を参考として、又はそれらの個々について原価計算による見積り若しくは市場価格に基づく適正な価格を決定し、修理に要する費用として支給することができることとされています。

(7) 適合判定について

ア 補装具は、身体への適合を図るように製作されたものとされており、補装具費の支給に当たっては、「補装具費支給事務取扱指針」において、以下により適合判定を実施することとされています。

- ① 申請者の来所による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの：
更生相談所が適合判定を行い、区市町村は適合判定が行われたことを確認する。
- ② 補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき区市町村が決定するもの：
補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、更生相談所は適合判定が適切に行われたことを確認する。最終的に、区市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。
- ③ 補装具費支給意見書により区市町村が判断のうえ決定するもの：
補装具費支給意見書を作成した医師が適合判定を行い、区市町村は適合判定が適切に行われたことを確認する。
- ④ 身体障害者手帳により補装具の購入又は修理を必要とする者であることを確認できるもの：
区市町村が確認する。

イ 適合判定を行う際は、補装具費の支給を受ける者、医師、理学療法士、作業療法士、義肢装具士、言語聴覚士、身体障害者福祉司、保健所等の専門職員並びに補装具事業者及び補装具担当職員の立会いのもとに実施すること。

ウ 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子の適合判定は、軸位及び切断端とソケットとの適合状況、又は固定、免荷、矯正等装着の目的に対する適合状況、安定した姿勢の保持状況、さらに使用材料、工作法、操作法の確実性について検査し、併せて外観、重量及び耐久力について、考慮すること。

エ 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子（レディメイドを除く。）及び電動車椅子以外の種目についても、ア③に準じて検討し、当該補装具が申請書の使用目的に照らし、適合しているかどうかを判定すること。

オ 適合の結果、当該補装具が申請者に適合しないと認められた場合、処方箋どおりに製作されていないと判断された場合等については、補装具事業者に対し不備な箇所の改善を指示し、改善がなされた後に補装具の引渡しを行わせること。

東京都の場合 適合判定の具体的方法：2つの方法があります。

① センターに来所して行う適合判定

区市町村からの予約が必要です。適合判定が可能になった時点で、申請者及び補装具事業者と連絡調整し、区市町村を通してセンターに適合判定の予約をします。

適合判定は、修正が必要となった場合に、補装具事業者にその場で確認を行うため、同行をお願いしています。

② 適合報告書の提出

事情により、センターでの適合判定が受けられない場合は、本人が地域の障害者センターや医療機関などで適合評価を受けて適合報告書を作成してもらいます。

作成された適合報告書は、申請者から区市町村に提出し、区市町村からセンターに送られます。センターにて適合報告書により適合状況を確認します。

適合報告書の作成は、申請者や補装具事業者以外の、本人の身体状況と補装具の適合を確認できる専門職、具体的には、医師、理学療法士（以下PT）、作業療法士（以下OT）等が行うことになっています。なお、適合報告書には、写真の添付が必要です。

(8) 補装具引渡し後の補装具事業者の責任（代理受領の場合）

支給方法は、償還払いと代理受領の2つがあります。詳しくは、区市町村の補装具担当へ確認してください。

「補装具費支給事務取扱指針」では、区市町村が代理受領による補装具費の支払を行う場合には、下記の内容を補装具事業者との契約に盛りこむことが望ましいこととされています。

引渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、補装具事業者の責任において改善すること。ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理基準に規定されていない修理（類似部位の修理基準の価格を参考とした修理）のうち軽微なものについて、補装具事業者の責任において改善することとするものは、修理した部位について修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。

3 義手の判定（東京都の場合） 判定場所：本所または多摩支所

(1) 適用対象

- ア 上肢又は手指に欠損があり、原則として身体障害者手帳の障害名に上肢又は手指の切断・欠損が記載されている方
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、上肢・手指の切断又は欠損のある方。

(2) 種類

- ア 構造による区分：殻構造義手、骨格構造義手
- イ 切断・欠損部位による区分：
肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手
- ウ 用途による区分：能動式義手、電動式義手、その他（装飾用）義手、その他（作業用）義手

(3) 耐用年数（基準表による目安）

殻構造義手

ア 義肢本体

名称	型式	耐用年数
肩義手	能動式	3年
	電動式	3年
	その他（装飾用以外）	3年
	その他（装飾用）	4年
上腕義手	能動式	3年
	電動式	3年
	その他（装飾用以外）	3年
	その他（装飾用）	4年
肘義手		3年
前腕義手		3年
手義手		3年
手部義手	能動式	3年
	電動式	3年
	その他（装飾用以外）	2年
	その他（装飾用）	1年
手指義手	能動式	2年
	その他（装飾用以外）	2年
	その他（装飾用）	1年

イ 完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	3年
手部	1年
手袋	1年
その他の小部品（消耗品）	1年

骨格構造義手

材料・部品名	耐用年数
パイプ（チューブアダプター）	5年
継手類	3年
手部	3年
ターンテーブル	3年
手袋	1. 5年
フォームカバー（義手用）	1. 5年
その他の小部品（消耗品）	1年

（４）判定について

判定は、区市町村からの依頼により実施します。

東京都で、障害者総合支援法による初めての購入・修理の場合は、原則として、来所による直接判定が必要です。申請に際しては、他法（労災など）の適応の可否について、確認が必要です。

能動式義手やその他（作業用）義手、電動式義手を初めて障害者総合支援法で製作する場合は、医療保険等で仮義手を製作（電動式義手は試用義手で可）し、義肢装着訓練が終了し、日常生活上で実際に使用可能な状況かを判定時に確認します。

能動式義手、その他（作業用）義手、電動式義手及び特例義手の判定時は、使用中の仮義手や試用義手の持参が必要になります。

（５）判定後の流れ

ア 処方箋

内容の検討が必要な場合は、仮の処方箋を発行し、見積書の提出を依頼する場合があります。

イ 適合判定

義手の製作完了後に行います。申請者と製作事業者が来所し適合判定を行う場合と、申請者の事情等により医療機関等で実施し、適合報告書を提出する方法があります。詳細については、区市町村にお問合せください。

（６）再作製・修理

再作製・修理の判定方法及び手続きについては、実施機関である区市町村の補装具担当者にご相談ください。修理内容によっては、直接判定及び資料提出が必要となる場合があります。

（７）留意点

見積書の作成時は最新の補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準、補装具費支給事務取扱指針・補装具費支給事務取扱要領等をご確認ください。

4 義足の判定（東京都の場合）

（1）適用対象

- ア 下肢に欠損があり、原則として身体障害者手帳の障害名に下肢の切断又は欠損が記載されている方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で下肢の切断・欠損のある方。

（2）種類

- ア 構造による分類
殻構造義足、骨格構造義足
- イ 切断部位による区分
股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、サイム義足、足根中足義足、足趾義足

（3）耐用年数（基準表による目安）

殻構造義足

ア 義肢本体

名称	型式	耐用年数
股 義 足		4年
大 腿 義 足	差 込 式	3年
	ラ イ ナ ー 式	3年
	吸 着 式	5年
膝 義 足	差 込 式	3年
	ラ イ ナ ー 式	3年
	吸 着 式	5年
下 腿 義 足		2年
サ イ ム 義 足		2年
足 根 中 足 義 足	足 袋 式	1年
	下 腿 部 支 持 式	2年
足 趾 義 足		1年

イ 完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	3年
足 部	1年
その他の小部品（消耗品）	1年

骨格構造義足

材料・部品名	耐用年数
パイプ（チューブアダプター）	5年
継手類	3年
ターンテーブル	3年
足部	1. 5年
フォームカバー（義足用）	0. 5年
その他小部品（消耗品）	1年

（4）判定方法

東京都で障害者総合支援法による初めての購入・修理の場合は、原則としてセンター来所による判定が必要です。区市町村へご相談ください。

判定に際しては、他法（労災など）の適応がないかどうかの確認が必要です。

医療保険等で仮義足を作製し、義肢装着訓練が終了し、実際に使用が可能かどうかの確認が必要です。判定時に仮義足（二度目以降は前回支給の義足）を持参することが必要になります。

（5）判定後の流れ

ア 処方箋

判定終了時に処方内訳書詳細を発行します。必要に応じて試歩行や見積りの提出が必要になる場合があります。

イ 適合判定

詳細については、区市町村へお問合せください。

（6）殻構造義足・骨格構造義足の再作製・修理

実施機関である区市町村の補装具担当者へご相談ください。申請窓口、補装具費の支給決定を行うのは、区市町村となります。

状況によって、直接判定、及び資料提供が必要な場合があります。

（7）留意点

見積書の作成時は最新の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」「補装具費支給事務取扱指針」「補装具費支給事務取扱要領」等をご確認ください。

5 上肢装具の判定（東京都の場合） 判定場所：本所または多摩支所

（１）適用対象

- ア 上肢に機能障害があり、原則として身体障害者手帳の障害名に上肢機能障害が記載されている方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、上肢機能障害がある方。
*ただし、訓練用や治療用のものは除きます。

（２）種類

肩装具、肘装具、手関節装具（対立装具、把持装具を含む）、手装具（短対立装具、CM関節装具を含む）、指装具、B F O（ポータブルスプリングバランサー（P S B）、MOMO、MOMOプライム）

*令和6年度より、B F Oは、装具（レディメイド）での取り扱いになります。

*装具（レディメイド）の本体価格については、厚生労働省のホームページの装具（レディメイド）承認一覧表を参照ください。

（３）耐用年数（基準表による目安）

上肢装具

ア 装具本体

名称	型式	耐用年数
肩装具		3年
肘装具	硬性	3年
	支柱付き	3年
	軟性	2年
手関節装具		3年
対立装具		3年
把持装具		3年
手装具		3年
指装具		3年
B F O（PSB、MOMO）		3年

イ 完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	1. 5年
その他の小部品（消耗品）	1年

(4) 判定について

東京都で、障害者総合支援法による初めての購入・修理の場合は、センターの判定が必要です。原則として、来所による直接判定となります。

申請に際しては、リハビリ訓練が終了し、実際に使用が可能かどうか、他法（労災、医療保険等）の適応の可否について確認が必要です。

使用目的が、治療用（変形の矯正、就寝時の固定、疼痛軽減等）、拘束目的等の装具、訓練用は、障害者総合支援法での支給対象にはなりません。

判定時に、日常生活上で実際に実用的な使用が可能な状況かの確認をします。上肢や手の形状に合わせて製作する上肢装具は、医療保険等で作製した上肢装具の持参が必要です。BFOについては、本人用に調整が必要な場合はデモ機の持参が必要になります。

*装具（レディメイド）のうち、BFO（ポータブルスプリングバランサー（PSB）及びMOMO、MOMOプライム）については、リハビリテーション担当者の関わりがあり、使用訓練を受けられていて、使用時の写真が提出可能な際は、書類判定の検討が可能な場合があります。詳細については、区市町村の補装具担当者にお問合せください。

(5) 判定後の流れ

ア 処方箋

内容の検討が必要な場合は、仮の処方箋を発行し、見積書の提出を依頼する場合があります。

イ 適合判定

上肢装具の製作完了後に、申請者と製作事業者が来所し適合判定を行う場合と、申請者の事情等により、医療機関等で実施し、適合報告書を提出する方法があります。詳細については、区市町村にお問合せください。

(6) 再作製・修理

再作製・修理の判定方法及び手続きについては、実施機関である区市町村の補装具担当者にご相談ください。修理内容によっては、直接判定及び資料提出が必要な場合があります。

(7) 留意点

見積書の作成時は最新の補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準、補装具費支給事務取扱指針・補装具費支給事務取扱要領等をご確認ください。

6 下肢装具・靴型装具・体幹装具の判定（東京都の場合）

（1）適用対象

下肢装具・靴型装具

- ア 下肢に機能障害があり、原則として身体障害者手帳の障害名に下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害が記載されている方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、補装具適用対象と同程度の症状のある方。

体幹装具

- ア 体幹に機能障害があり、原則として身体障害者手帳の障害名に体幹機能障害または移動機能障害が記載されている方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で補装具適用対象と同程度の症状のある方。

（2）種類

- ア 下肢装具
股装具、長下肢装具、膝装具、短下肢装具、足装具
 - イ 靴型装具
長靴、半長靴、チャッカ靴、短靴
 - ウ 体幹装具
頰椎装具、胸腰仙椎装具、腰仙椎装具、仙腸装具、側弯症装具
- * 装具（レディメイド）の本体価格については、厚生労働省のホームページの「装具（レディメイド）承認一覧表」を参照ください。

（3）耐用年数（基準表による目安）

- ア 装具本体

下肢装具

名称	型式	耐用年数
股装具	硬性	3年
	フレーム	3年
	軟性	2年
長下肢装具		3年
膝装具	硬性	3年
	支柱付き	3年
	軟性	2年

短下肢装具	硬性（支柱あり）	3年
	硬性（支柱なし）	1. 5年
	支柱付き	3年
	軟性	2年
足装具		1. 5年

靴型装具

耐用年数 1. 5年

体幹装具

名称	型式	耐用年数
頚椎装具	硬性	2年
	フレーム	3年
	カラー	2年
胸腰仙椎装具	硬性	2年
	フレーム	3年
	軟性	1. 5年
腰仙椎装具	硬性	2年
	フレーム	3年
	軟性	1. 5年
仙腸装具	硬性	2年
	フレーム	3年
	軟性	1. 5年
側弯症装具	骨盤帯	2年
	ミルウォーキー型	2年
	硬性	1年
	フレーム	2年
	軟性	1年

装具（レディメイド）

装具（オーダーメイド）に準ずる

イ 完成用部品

材料・部品名	耐用年数
継手類	1. 5年
その他の小部品（消耗品）	1年

（４）判定方法

東京都で、障害者総合支援法による初めての購入・修理は原則として、来所による直接判定となります。区市町村へご相談ください。

申請に際しては、リハビリが終了し、実際に使用が可能かどうか、他法（労災など）の適応がないかどうかの確認が必要となります。

(5) 判定後の流れ

ア 処方箋

判定終了時に処方内訳詳細を発行します。必要に応じて、試歩行や見積りの提出が必要になる場合があります。

イ 適合判定

詳細については区市町村へお問合せください。

(6) 再作製・修理

実施機関である区市町村の補装具担当者へご相談ください。申請窓口、補装具費の支給決定を行うのは、区市町村となります。

状況によっては、直接判定、及び資料提供が必要な場合があります。

(7) 留意点

ア 日常生活上で装着するものが対象となります。痛みの軽減、リハビリ専用、変形の予防や夜間就寝時の矯正が主目的である場合は治療用となります。

イ プラスチック短下肢装具（SHB）、短下肢装具 両側支柱付（足部硬性）等の上に履く靴は、原則として対象とはなりません。

ウ 長下肢装具、体幹装具（頸椎装具・腰仙椎装具）は治療用装具の場合が多いため、使用目的をご確認ください。

エ 見積書の作成時は最新の「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」「補装具費支給事務取扱指針」「補装具費支給事務取扱要領」等をご確認ください。

7 車載用姿勢保持装置・歩行器・歩行補助つえの判定（東京都の場合）

（1）適用対象

車載用姿勢保持装置

- ア 体幹及び四肢の機能障害により姿勢を保持する能力に障害がある方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、アと同程度の障害と必要性がある方。

歩行器・歩行補助つえ

- ア 原則として、身体障害者手帳の障害名にある肢体不自由が原因で、歩行器あるいは歩行補助つえによらないと歩行が困難な方。
- イ 身体障害者手帳を取得していない難病患者等で、アと同程度の障害がある方。

（2）種類

ア 車載用姿勢保持装置

イ 歩行器

六輪型、四輪型（腰掛付）、四輪型（腰掛なし）、三輪型、二輪型、固定型、交互型

ウ 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットホーム杖

（3）耐用年数（基準表による目安）

車載用姿勢保持装置 3年

歩行器 5年

歩行補助つえ

名称	耐用年数
松葉づえ（主体-木材）	2年
松葉づえ（主体-軽金属）	4年
カナディアン・クラッチ	4年
ロフストランド・クラッチ	4年
多脚つえ	4年
プラットホーム杖	4年

(4) 判定方法

東京都で、障害者総合支援法による購入・修理は、原則として区市町村が判断します。区市町村へご相談ください。

申請の際は、他法（介護保険等）の適応の有無について確認が必要になります。

(5) 留意点

- ア 車載用姿勢保持装置は、姿勢保持装置と別種目です。
- イ 実際に使用できる環境下であることを十分に確認する必要があります。
- ウ 歩行補助つえを両側に使用する場合、左右で1個（一組）として取扱います。

8 参考資料

(1) 厚生労働省 (<http://www.mhlw.go.jp/>)

ホーム>政策について>分野別の政策>福祉・介護>障害者福祉>福祉用具

1 補装具費支給制度

- (1) 制度の概要
- (2) サービスの利用方法
- (3) 利用者負担
- (4) 告示
 - 「補装具の種目、購入等に要する費用額の算定等に関する基準」
- (5) 通知
 - 「補装具費支給事務取扱指針」

 - 「補装具費支給事務取扱要領」

 - 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」
- (6) 補装具関連Q&A
- (7) 補装具評価検討会
- (8) 装具（レディメイド）
- (9) 事務連絡
- (10) その他

(2) テクノエイド協会 (<http://www.techno-aids.or.jp/>)